

令和6年第11回寄居町農業委員会総会議事録	
開催年月日	令和6年11月25日（月）
開催場所	寄居町役場 全員協議会室
開会時刻宣告者	議長 室岡 重雄 午後1時30分
閉会時刻宣告者	議長 室岡 重雄 午後2時10分

委員出席状況

席次 番号	氏 名	出・欠	席次 番号	氏 名	出・欠
1	石 附 征 夫	出	11	吉 田 信 雄	出
2	梅 澤 功	出	12	坂 本 滋	出
3	新 井 徹	出		坂 本 廣 久	出
4	中 島 広 文	出		柴 崎 徹	出
5	室 岡 重 雄	出		横 田 義 教	出
6	金 子 達	欠		伊 藤 隆 夫	出
7	小 和 瀬 守	出		轟 和 男	出
8	福 島 隆 志	出		栗 原 功	出
9	戸 屋 政 春	出		矢那瀬 信一郎	出
10	中 島 英 樹	欠		清 水 克 樹	出

議事参与者

職 員

局 長 黒瀬秀明
次 長 鈴木秀幸
書 記 青木智史
書 記 権田貴大

産業振興企業誘致課

主 幹 朝比奈秀敏

事務局長 議長	(起立・礼・着席の発声) 本日は、ご多忙のおり、ご参会いただき、誠にありがとうございます。 ただ今から、令和6年第11回寄居町農業委員会総会を開会いたします。 本日、金子達委員、中島英樹委員より欠席の旨の通告がありましたので、ご報告いたします。 現在の出席委員は12名中10名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。 なお、本日は、地域計画についての議案がありますので、産業振興企業誘致課、朝比奈主幹の出席を求めていますので、御了承ください。 これより議事に入ります。 事務局から本日の議事日程を朗読いたさせます。
事務局長	令和6年第11回寄居町農業委員会総会、 日程第1、議事録署名委員の選任について。 日程第2、報告第3号、農地法第43条第1項の規定による届出について。 日程第3、議案第102号、農地法第3条の規定による許可申請について。 日程第4、議案第103号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について。 日程第5、議案第104号、農用地利用集積計画による利用権の設定について。 日程第6、議案第105号、地域計画の目標地図の素案の決定について。 議事日程は以上となります。
議長	それでは、日程第1、議事録署名委員の選任についてを議題といたします。 寄居町農業委員会会議規則第11条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことでご異議ございませんか。
議長	(委員から、「なし」の声) それでは、新井徹委員と福島隆志委員にお願いいたします。 続きまして、日程第2、報告第3号、農地法第43条第1項の規定による届出についてを報告いたします。
事務局	それでは、報告第3号について、事務局の説明を求めます。 議案書の1ページをご覧ください。 農地法第43条第1項の規定による届出につきましては、農作物の栽培の用に供する施設であって、栽培の効率化又は高度化を図るためのもののうち、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがないものであれば、農地転用の許可を得ることなく、農業委員会への届出をもって、利用できるというものになります。 それでは、報告番号第3号につきまして、御報告申し上げます。 届出地は、先月、10月の寄居町農業振興地域促進協議会の軽微変更の議案第4号で御審議いただいた農地です。 促進協議会で御審議を頂いた後、10月30日付けで、軽微変更の告示を行いました。 同日、この、農作物栽培高度化施設の届出が提出されまして、11月5日付けで受理をしたものです。 施設は、イチゴの高設養液栽培施設で、6連棟と5連棟となります。 施設の工事は、令和7年1月から始まりまして、同年7月までの予定となっております。 説明は、以上です。

議長	報告事項ですので、ご了承をお願いいたします。 続きまして、日程第 3、議案第 102 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたしますが、梅澤功委員に関係のある事項に該当するため、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に基づく、議事参与の制限により、審議開始から終了まで、退席をお願いいたします。 (梅澤功委員が退席)
議長 事務局	それでは、議案第 102 号について、事務局の説明を求めます。 議案書の 2 ページをご覧ください。農地法第 3 条の規定による許可申請につきましては、農地を農地として、権利移転または設定をするものです。 それでは、議案第 102 号につきまして、御説明申し上げます。 別冊の案内図と併せて御覧ください。申請内容は、議案書のとおりで。 譲渡人は、高齢により本申請地までの通作が困難になり、経営規模の拡大を図っている譲受人に相談をしたところ、話がまとまり、本申請に至ったとのこと。 本申請地においては、小麦の栽培する予定となっております。 本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第 3 条第 2 項に規定されております、第 1 号全部効率利用、第 4 号農作業常時従事、第 6 号地域調和、全てにつきまして、農地法上の許可要件は、問題ないものと考えます。 説明は、以上です。
議長	この件について、地元委員のご意見ををお願いいたします。
戸屋委員	戸屋委員。 先日、譲渡人に事情を伺いました。譲渡人は、この春に、妻に先立たれ、一人暮らしとなったことや、高齢のため、自動車運転免許の返納を行うなどもあって、所有する農地のこれからの管理についても悩んでいたため、譲受人に相談し、申請に至ったとのこと。 問題ないものと思いますので、ご審議をお願いいたします。
議長	他にご意見はございませんか。 (委員から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 102 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第 102 号は原案のとおり決定いたします。 議案審議が終了しましたので、梅澤功委員は複席してください。 (梅澤功委員が複席)
議長	続きまして、日程第 4、議案第 103 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題といたします。
事務局	それでは、議案第 103 号について、事務局の説明を求めます。 議案書の 3 ページを御覧ください。 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請につきましては、農地の所有者等から別の者への権利移転、または、設定を伴います農地転用で、売買、賃貸借、使用貸借などによりまして、農地を農地以外の使用目的とするものです。 それでは、議案第 103 号につきまして、御説明申し上げます。 別冊の案内図を併せて御覧ください。申請内容については、議案書のとおりととなります。

	申請地は、都市計画法の用途区域内の土地になります。 申請者、譲受人は、現在、他市の借家に、家族で居住しておりますが、子供も成長し、借家では手狭に感じていたため、自己用の住宅建築を検討していたところ、本申請地を譲り受けられることとなったため、申請に至ったとのこと。 本議案の許可要件の該当性ですが、この農地は、農地法第5条第2項第1号、ロ、(1)の第3種農地ですので、原則として許可となるものです。 また、農地法第5条第2項第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、問題はないものと考えます。 説明は、以上です。
議長	この件について、地元委員のご意見をお願いいたします。
石附委員	石附委員。 22日に坂本推進委員と現地調査を行い、譲渡人の一人に事情を伺いました。 事務局の説明にありましており、第3種農地に区分され、周囲は住宅が建ち並んでおります。周辺農地についても、遊休農地化していることもあり、特段の影響はないものと思われます。 譲渡人については、子供もいるそうですが、自宅には一人で暮らしており、高齢化に伴い、畑の管理が難しくなっていたところ、この度の話を受け、売却を決めたとのことでした。
議長	問題ないものと思いますので、ご審議をお願いいたします。 他にご意見はございませんか。
議長	(委員から、「なし」の声) よろしいですか。それでは採決いたします。
議長	議案第103号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第103号は原案のとおり、許可相当として知事に意見を送付いたします。
事務局	続きまして、日程第4、議案第104号、農用地利用集積計画による利用権の設定についてを議題といたします。 それでは、議案第104号について、事務局の説明を求めます。 議案書の4ページを御覧ください。 町が定める農用地利用集積計画による利用権の設定、移転につきましては、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定により、農業委員会の決定が必要となるため、御審議いただくものです。 それでは、議案104号につきまして、説明いたします。 今回の計画は、全14筆で、合計面積が8,331㎡です。農地の内訳は、全て畑となります。 整理番号13と14の新設定2筆につきまして、御説明いたします。 借受人は、当農業委員会の事業であります「よりい週末有機農業塾」の第1期生で、牟礼でキウイフルーツを栽培する農家の下で、研修を受け、このたび、本申出地で、キウイフルーツの栽培を行うため、借り受けることになったというものです。 今回の計画の決定基準ですが、農業経営基盤強化促進法の各要件を満たしていると考えます。

議長 議長 議長 議長 事務局 産業振興企業誘致課主幹 議長 議長 議長 議長	説明は、以上です。 この件について、町から決定を求められていますが、何かご意見はございますか。 (委員から、「なし」の声) よろしいですか、それでは採決いたします。 議案第 104 号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 全員賛成ですので、議案第 104 号は原案のとおり決定し、町へ報告いたします。 続きまして、日程第 6、議案第 105 号、地域計画の目標地図の素案の決定についてを議題といたします。 それでは、議案第 105 号について、事務局の説明を求めます。 議案書の 5 ページを御覧ください。 農業経営基盤強化促進法、第 19 条の規定によります「地域計画」につきましては、町が、本年度末の策定に向け、手続きを進めているとのことです。 9 月中旬に、本委員会の委員、推進委員の皆様にご出席を頂きまして、1 回目の各地域での話し合いを行い、担い手の意向を確認いたしました。 その意向を元に、地域計画の目標地図の素案を作成いたしましたので、同法第 20 条の規定に基づきまして、本委員会で決定を頂くものです。 なお、目標地図の素案は、地区ごとに作成しておりますが、本日は、地域ごとにカラー印刷したものを、あちらに御用意しておりますので、説明後に、御確認を頂きたいと存じます。 それでは、素案地図の概要を、産業振興企業誘致課、朝比奈主幹から御説明を申し上げます。 それでは、目標地図の素案について御説明いたします。 こちらの図面は、地域計画の作成単位ごと、用土地区、男衾地区、鉢形・折原地区、市街地・西部・桜沢地区で、それぞれ 1 枚ずつ、計 4 枚を作成しております。 地区ごとの目標地図への記載意向があった担い手の数につきましては、用土地区が 9 件、男衾地区が 17 件、鉢形・折原地区が 8 件、市街地・西部・桜沢地区が 1 件となっております。 目標地図への記載農地につきましては、担い手の皆様のご所有の農地のうち、原則として、農業振興区域内の農用地区域内の農地を設定させて頂いておりますが、農用地区域内の農地を所有、若しくは借り入れしていない方については、農用地区域外の農地を設定しております。 こちらの素案を元にしまして、今週末、29 日の第 2 回の話し合いで、担い手の皆様の意向を再度、確認・調整し、目標地図の作成を進めていきたいと考えております。 説明は、以上でございます。 それでは、委員の皆様は、図面の前へ、ご移動いただき、確認をお願いいたします。 (全委員が図面の前へ移動し、目標地図の素案を確認) 確認はよろしいでしょうか。それでは、委員の皆様は、自席へご着席をお願いいたします。 (全委員が着席) この件について、町から決定を求められていますが、何かご意見はございますか。 (委員から、「なし」の声) よろしいですか、それでは採決いたします。 議案第 105 号について原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。
--	---

議長 議長 事務局長 議長 事務局長	(全員挙手) 全員賛成ですので、議案第 105 号は原案のとおり決定し、町へ報告いたします。 以上で、全ての議案審議が終了しました。委員から何かありましたら、お願いいたします。 (委員から、「なし」の声) よろしいですか。事務局から何かありますか。 事務局から 1 点、ご連絡いたします。 今回の総会ですが、12 月 25 日、水曜日、開会時刻は、議案数により、後日お送りいたします開催通知でご案内いたしますが、午後 3 時 30 分ないし 4 時からご予約をお願いいたします。 繰り返し申し上げます。 今回の総会は、12 月 25 日、水曜日、開会時刻は、議案数により開催通知でご案内いたしますが、午後 3 時 30 分ないし 4 時からご予約をお願いいたします。 以上、よろしくお願いいたします。 それでは、他に無いようですので、令和 6 年第 11 回総会を閉会いたします。 ご協力ありがとうございました。 (起立・礼・着席の発声)
--	--

署名委員の決定について議長指名により

新井 徹 委員 福島 隆志 委員

以上2名を選任する

上記顛末に相違のないことを証するためここに署名する。

令和6年11月25日

議 長

室岡重雄

委 員

福島隆志

委 員

新井 徹